



犬及び猫の多頭飼養届出制度が始まります

近年、犬や猫を増やしすぎてきちんと世話が出来なくなり、保健所に引取りを求める事例や、悪臭や騒音など、近隣の生活環境の悪化による苦情が発生する事例が見られています。

そこで、多頭飼養に関する情報を早期に把握し、適正飼養を普及啓発することにより、多頭飼養が原因となる問題発生を未然に防止するため、「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」において犬や猫を合わせて**6頭**以上飼養する場合の届出制度を導入しました。

主な届出事項

- ・飼い主の氏名(法人の場合は法人名、代表者名)及び住所
- ・飼養施設の所在地
- ・犬又は猫の数、性別、不妊又は去勢措置の実施数
- ・飼養又は保管の方法

【施行日】

令和4年4月1日(金)

※ただし、令和4年4月1日時点で既に届出の対象となっている方は、令和4年6月30日までに届出

詳しくは下記のQRコードから県のHP「犬・猫を合わせて6頭以上飼う方へ」をご覧ください。



届出先	飼養施設の所在地	電話
南加賀保健福祉センター生活環境課 (小松市園町又48番地)	小松市、加賀市、能美市、川北町	0761-22-0795
石川中央保健福祉センター生活環境課 (白山市馬場2丁目7番地)	かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町	076-275-2642
能登中部保健福祉センター生活環境課 (七尾市本府中町ソ27番9)	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	0767-53-6893
能登北部保健福祉センター生活環境課 (輪島市鳳至町畠田102番4)	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	0768-22-2028
金沢市保健所衛生指導課 動物愛護管理係 (金沢市才田町戊370番2)	金沢市	076-258-9070